

公益財団法人埼玉県下水道公社物品調達一般競争入札公告

物品（薬品）契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社物品調達一般競争入札執行要領（以下「要領」という。）第 3 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 末 柄 勝 朗

記

1 概要等

（１）入札対象

ア 件 名	硝酸カルシウム（上期）購入
イ 場 所	清久中継ポンプ場（久喜市清久町地内）ほか
ウ 購入仕様及び予定数量	別添仕様書のとおり
エ 契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日まで

（２）入札手続の方法

要領の規定による。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書、競争入札参加資格等確認資料を提出すること。

（１）期 間

令和 5 年 2 月 2 2 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から
令和 5 年 3 月 1 日（水）午後 4 時 0 0 分まで（必着）

（２）提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社古利根川支社

3 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行前に確認する。

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

令和5年3月6日(月)午後2時00分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社古利根川支社

5 この物品の入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと
- (3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、「物品の販売」の格付けA等級に格付けされた者で大分類「工業薬品」、小分類「硝酸カルシウム」に登載された者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から入札日までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (7) 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、埼玉県の電子入札システムの利用者登録が完了していること。
- (8) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿において、所在地区分「管轄内又は準管轄内」、企業区分「中小企業」であること。

なお、自社(自己)の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

6 仕様書等に関する質疑

仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年2月20日(月)午前10時00分から

令和5年2月24日(金)午後4時00分まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を公社ホームページで公表する。

7 現場説明会

開催しない。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

金額は、1 kg 当たりの金額とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。(消費税及び地方消費税の取扱いは、契約書に明記する。)

(2) 入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

要領第15条の規定による。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ その他要領第19条に該当する入札

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

9 入札保証金

免除する。

10 支払い方法

適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

11 その他

埼玉県において、令和5年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

12 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社古利根川支社

担当者 石井

電話番号 0480-22-3819

FAX番号 0480-22-6727